



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 伴走支援型借換支援資金



○ どんな資金？

いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化する現状を踏まえ、借換需要等に対応した資金を創設しています。

コロナ融資の返済負担の軽減を図りつつ、収益力改善を促すため、金融機関による伴走支援と経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書の作成が必要となります。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ**経営行動に係る計画を策定した**もの

(1) セーフティネット保証4号の規定による市町村長の認定を受けていること。

(新型コロナウイルス感染症等に起因し、売上が20%以上減少等)

※ 新規融資のみでの利用は、令和5年9月末までに市町村に認定申請し、令和5年10月末までに保証機関が保証申込受付したものに限り。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能。

(2) セーフティネット保証5号の規定による市町村長の認定を受けていること。

(全国的に業況の悪化している業種に該当する事業者で売上が5%以上減少等)

(3) 次の①又は② i から iii のいずれかに該当すること。

① 最近1か月間の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上低下していること。

② i 最近1か月間の売上総利益率または営業利益率が前年同月の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上低下していること。

ii 最近1か月間の売上総利益率または営業利益率が直近決算の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上低下していること。

iii 直近決算の売上総利益率または営業利益率が直近決算前期の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上低下していること。

国の伴走支援型特別保証制度に対応

○ 鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は保証料が割安に！！

通常よりも0.1%引き下げ

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」が必要です。

○ 融資条件

| | | |
|---|---|--|
| 融資限度額 | 運転資金・設備資金 1億円（借換需要に加え、新たな資金需要にも対応） | |
| 利率 | 1年以内 年1.4% / 1年超3年以内 年1.6% / 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% | |
| 信用保証料 (県補助後) <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。</small> | 融資対象者の欄 (1), (2) | 年0.1% 〔国補助後の保証料率：年0.2%のうち、 0.1%を県が負担しています。〕 |
| | 融資対象者の欄(3) | 年0.1～0.51% 〔国補助後の保証料率：年0.2%～1.15%のうち、 0.1%～0.64%を県が負担しています。〕 |
| 鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、融資対象者の(1)～(3)のいずれの方も、さらに 0.1%引き下げ | | |
| 融資期間 | 10年以内（うち据置60月以内） | |
| 償還方法 | 毎月均等分割 | |
| 取扱金融機関 | 鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。) | |
| 必要書類 | 信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／特定中小企業者認定書（要件(1)及び(2)の方が対象）（市町村発行）／売上高、売上総利益率又は営業利益率の低下が確認できる書類（所定様式）（要件(3)の方が対象）（金融機関）／経営行動計画書／鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は登録証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類 | |
| 取扱期限 | 令和6年3月31日までに保証申込受付されたもの | |

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 既に借り入れている資金の借換えや新たな資金の融資が可能かどうかについては、金融機関または保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ～ご相談は最寄りの金融機関へどうぞ～

